主 文 原判決を破棄する。 本件を旭川地方裁判所留萌支部に差し戻す。 理 由

弁護人諸留嘉之助の控訴趣意は別紙の通りである。

控訴趣意第一点について、

〈要旨〉本件に於て原審が被告人の所為は昭和二十五年三月十四日農林省令第十九 号の第四条により一部改正せらた農〈/要旨〉林省令機船底曳網漁業取締規則第一条ノ 、第二十七条第一項に該当するものとし所定の懲役と罰金を併科することにし 被告人を懲役六月及び罰金五万円に処したことは原判決書の記載に徴し明かである から、原判決は右取締規則第二十七条第一項の併科規定を適用し被告人を処断した ものである。ところが機船底曳網漁業取締規則(以下単に規則と略称)は昭和二十 五年三月十四日農林省令第十八号旧漁業法に基く省令の効力に関する省令第一条により新漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の規定に基いて定められたもの とせられたのであるから、新漁業法の規定を根拠法とする委任命令である。それで 規則第二十七条第一項は新漁業法のどの規定に基く罰則であるかという点について考えて見ると、規則第二十七条は規則の他の罰則と共に昭和二十二年十二月二十九 日農林省令第九十六号第一条により旧漁業法第三十四条第三項に基いて設けられた 規定となつたものであり、旧漁業法第三十四条は新漁業法に所謂漁業調整に関する 事項を命令に委任し(第一、二項)その命令には罰則を設け得ること(第三項)及 びその罰則に規定し得る刑罰の種類、範囲 (第四項) 等を規定しているのであつて、新漁業法では第六十五条が同一事項をその内容とする規定である。そして前記 の昭和二十五年三月十四日農林省令第十九号の第四条による改正規則と改正前の旧 規則との各条項新漁業法の精神、その規定の体裁、順序等と旧漁業法のそれとを夫々比較対照して見ると改正規則第二十七条第一項は新漁業法第六十五条第二項に基 く罰則であることがわかる。

併科規定を適用した原判決は法令の適用を誤つたことに帰する。 そしてこの誤が判決に影響を及ぼすことは明白であるから、論旨は理由があり、 原判決は他の控訴趣意に対する判断を侯つまでもなく破棄を免れない。よつて刑事 訴訟法第三百九十七条により原判決を破棄し、同法第四百条本文により本件を原裁 判所に差し戻すことにし、主文の通り判決する。 (裁判長判事 竹村義徹 判事 西田賢次郎 判事 河野刀)